



水上バイクの航行ルールについて

<河川を利用する皆さまへ>

河川では、利用者が互いにマナーを守って共存していくことが特に求められますが、一部の水上バイクによる暴走などの迷惑行為が問題となっております。水上バイクの航行マナーの向上のため、河川では次のルールを守り、安全な航行に努めましょう。

1. 全ての河川における基本的なルール

(1) 神奈川県迷惑行為防止条例関係

Rule 1

みだりに急旋回や疾走を行わないこと。

人が遊泳し又は小舟が回遊する水面において、みだりに急転回し、疾走させる等により、遊泳している者又は小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為は、神奈川県迷惑行為防止条例で禁止されています。

(2) 海上衝突予防法関係

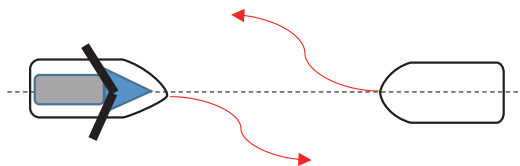
Rule 2

安全な速度で航行すること。 他の船舶との衝突を避けるため、常時安全な速力で航行しましょう。

Rule 3

あらかじめ右側に寄って航行すること。
特に他の動力船と行き会うときは、針路を右側に転じること。

衝突するおそれのある場合は、針路を右に転じましょう。



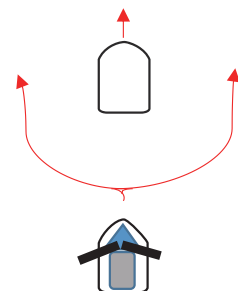
Rule 4

他の船を追い越す場合は、確実に追越しを行うこと。

Rule 5

他の船を追い越した後は、十分に遠ざかるまで相手の船の進路を避けること。

追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けましょう。



**Rule
6**

右側に他の船が見え、進路を横切り衝突する恐れがある場合は、**進路を避けること。**

他の動力船の船首方向を横切らないようにしましょう。

(3) その他

**Rule
7**

カヌーやSUPなどの非動力船のそばでは**最徐行すること。**

**Rule
8**

他の船に**引き波の影響を及ぼさないようにすること。**

水上バイクの引き波は、航行速度等によって変化するため、特に、カヌーなどの水上スポーツでの利用がされている河川では、最徐行しましょう。

2. 河川の特徴に応じたルール

「1.全ての河川における基本的なルール」のほか、河川の様々な特徴に応じて留意すべき事項があります。該当する河川では、ルールに留意して航行しましょう。

Rule 1

川の褶曲部では、**追越しを行わないこと。**

Rule 2

護岸が切り立っている場所では、**引き波に注意して徐行すること。**

Rule 3

橋脚のある橋の周辺では、**追越し、行会いは行わないこと。**

Rule 4

河川敷に利用者が多い場所では、**引き波に注意して徐行すること。**

Rule 5

水遊び等の水辺を利用している者がいる場所では、**引き波に注意して最徐行すること。**

Rule 6

利用船舶が多い水域では、**徐行すること。(通航帯が定められている場所では、通航帯に従って通航すること。)**

Rule 7

他船を追い越す又は他船と行き会う場合は他船との適切な離隔距離を確保すること。

Rule 8

エンジンやスピーカーに改造を加えない船体を使用するほか、**市街地周辺では騒音等に配慮して航行すること。**

Rule 9

河川を利用したイベント会場の近くには、**むやみに近寄らないこと。**

etc...

※上記以外のルールについては、「神奈川県管理河川における水上バイクの航行ルールに関するガイドライン」を御覧ください。

※多様な目的で活用される河川において、行政機関、関係団体等が連携して河川の実情に応じた航行ルールを検討する際の指針として活用していただくため、「神奈川県管理河川における水上バイクの航行ルールに関するガイドライン」を策定しました。下記URLを是非、御覧ください。<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/index.html>